

入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 入間市教育委員会

入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関し、次のとおり基本方針を定める。

本基本方針を策定するに当たっては、平成 25 年 12 月 5 日付けで提出された入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討委員会の意見書を尊重したものである。

1 小・中学校の適正規模

(1) 法的根拠

学校教育法施行規則に基づく標準的な学校規模は、12 学級以上 18 学級以下（施行規則第 41 条、第 79 条）とされており、この標準によると、学年の規模は、小学校では 2 学級から 3 学級、中学校では 4 学級から 6 学級になる。

本市では、これを踏まえるとともに、下記の視点から、小中学校の適正規模を次のとおり設定する。

本市における小中学校の適正規模は、小学校は各学年 2 学級～3 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）、中学校は全教科必要教員が確保される全学年合計 10 学級～18 学級とする。

(2) 適正規模を設定するにあたっての考え方の視点

小中学校の適正規模を設定するにあたっては、原則的には以下のような視点を考慮する。

- ① クラス替えにより、人のつながりや友人関係が広げられるような規模とする。
子どもが集団の中で多様な「物の考え方」に触れて啓発され、あるいは友達とのかかわりの中で、切磋琢磨することによって人格が磨かれ、能力を高めるには、相応の規模が不可欠である。
- ② 教員、児童生徒とも適度な競争力を保持し、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をのばせる規模とする。
教員の配置に関しても、学級数を増やすことで教員同士の協議の場が増え、その中で切磋琢磨することによって、教員の資質や能力が向上する。また、組織的な校務分掌などが円滑に実施可能となり、教育効果が顕著に向上する。
- ③ 学習や生活の指導が適切に行えるような規模とする。
- ④ 確かな教育水準を維持し、教育の機会均等が確保されるような規模とする。
- ⑤ 必要な教員の数が確保され、分掌する校務の適切な配分により、児童・生徒に対する指

導や教科学習の充実が図られるような規模とする。

中学校は教科担任制である。学級数が増えた場合のメリットは、同じ教科の担任教員が複数配置されるため、組織的教科経営及び多様な教育指導方法が編み出され、教育効果が著しく向上する。

- ⑥ 授業や運動会などの学校行事を通じて、集団間の交流や向上心が育成できるような規模とする。

- ⑦ 子どもたちのニーズに応じた多様な部活動を確保することができる規模とする。

学校規模が縮小された場合のデメリットは、各教科に複数の教員を配置できないため、習熟度別指導が円滑にできないこと、及び、教員数と児童・生徒数が限定されるため部活動の種類が限定され「豊かな人間性の育成」が困難になる面がある。

- ⑧ 学校長からの意見聴取を踏まえ、教育現場の声を尊重した規模とする。

- ⑨ 管理運営費、維持補修費が削減できる規模とする。

小規模学校が増加すれば、学校の施設設備等への予算にも重複した投下が多くなり困難を伴うので「市町村合併あるいは人口動態」に伴い適正規模に統廃合することが望ましい。

2 小・中学校の適正配置

(1) 法的根拠

公立小・中学校の統廃合方策については、昭和 31 年 11 月 17 日に文部事務次官通達が出され、続いて昭和 48 年 9 月 27 日に文部省管理局長から各都道府県教育長に対して、次のような趣旨の「留意事項」が示された。

- ① 児童・生徒の通学距離（道のり）は、小学校児童にあつては 4km、中学校生徒にあつては 6km を限度とすることが適当であるが、教育委員会は実情に即した通学距離の基準を定めること。
- ② 学校規模を重視するあまり無理な学校統廃合を行って地域住民との間に課題が生じるなど、通学上著しい困難を招くことは避けるべきと考える。総合的に判断して小規模学校として存置し充実させるほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- ③ 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校教育活動への影響を十分考慮して無理のないようにすること。
- ④ 学校統廃合を計画する場合は、学校の持つ地域的意義等を考慮し、地域住民の理解と協力を得られるようにすること。
- ⑤ 統廃合後の学校規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統廃合を計画するような場合、統廃合後の学校運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などを慎重に比較検討して決定すること。

本市では、これを踏まえるとともに、下記の視点から、小中学校の適正配置を次のとおり設定する。

学校の統廃合に当たっては、適切な学校配置が求められる。教育の観点からは、※通学距離（法令上、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内）等も重要な条件となる。また、地域コミュニティの中心としての性格や地域の教育のみならず防災拠点など複合的な役割を担ってきた経緯があるので、統廃合については、広く地域住民に開かれたプロセスを通じて新たなまちづくりをしていくことを考慮する。

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

（２）適正配置を設定するにあたっての考え方の視点

- ① 少子化と言われる時代の子どもたちに、本市の「豊かな人間性」を育成させるため、学校の適正配置を考慮することが必要である。したがって、適正配置の第一の眼目は教育環境・教育条件を整えて「教育の質」を下げない。
- ② 新たな「まちづくり」の一環として学校の適正配置を検討する場合は、住民の意識をよく調査し、4kmあるいは6kmという通学距離（道のり）に画一的に捉われることなく、通学の安全確保手段を検討し、公共的交通機関やスクールバス等を運営する等の方策も検討する。
- ③ 小規模学校を維持する場合は、前述にあるような教育上のデメリット克服の対策を講ずる。
- ④ 児童・生徒の通学に際し、防犯について安全を確保できるよう考慮する。

3 学校の分離・統廃合の検討

上記の基本方針に適合しない学校が現れた場合は、地域の実情、今後の推計数などを考慮して、当該校及び関連する隣接校等の地域における話し合いを行なう。

今後、行政全体で公共施設マネジメントに取り組むこととなっており、学校の分離・統廃合等については、この公共施設マネジメントとの整合を図りながら検討する必要がある。